

●東京都告示第七百二十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第二項の規定により、平成三十一年東京都告示第九十一号 により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年四月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

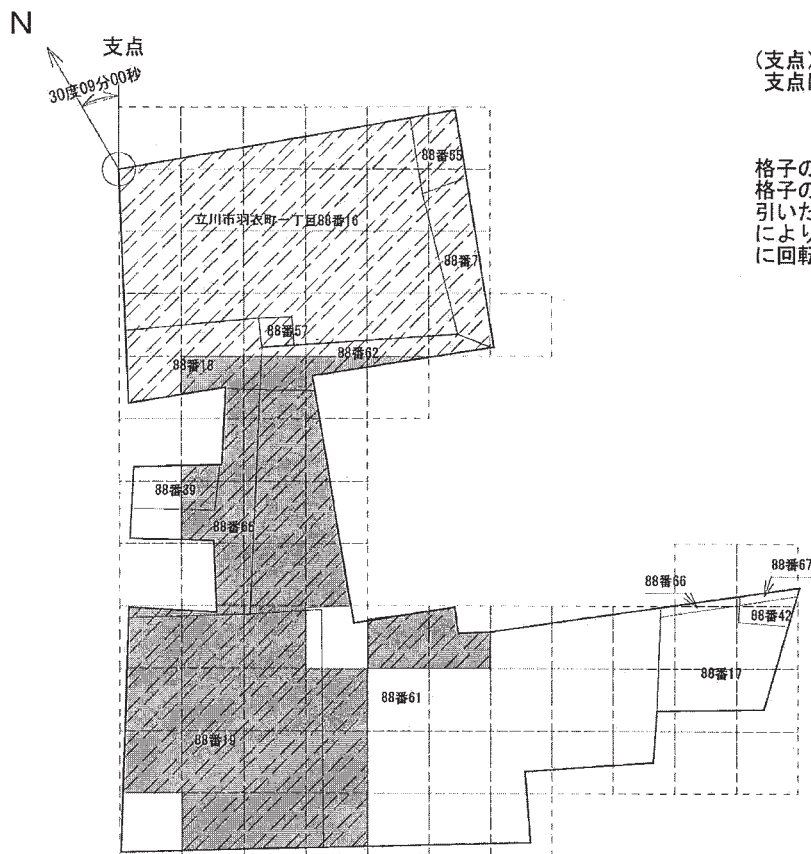
一 指定を解除する区域 別図のとおり(立川市羽衣町一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



(支点) 支点は、立川市羽衣町一丁目88番16の最北端とする。

格子の回転角度(30度09分00秒) 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
---	単位区画
—	筆界
—	敷地境界
	形質変更時要届出区域
	指定を解除する区域

訓令(教)

●東京都教育委員会訓令第八号

教 育 庁	都 立 中 等 教 育 学 校
教 育 事 務 所	都 立 特 別 支 援 学 校
教 育 庁 出 張 所	都 立 中 学 校
事 業 所	都 立 高 等 学 校

東京都教育委員会被服貸与規程（昭和二十七年東京都教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月二十六日

東京都教育委員会

告示(公)

●東京都公安委員会告示第158号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月26日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 審査の種類

普通自動車免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

普通自動車を運転することができると認められる者（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

(1) 教習に関する技能

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能

イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能

ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能

エ 教習に関する知識

オ 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識

別表11の部1の項中	白帽子	二枚三年
	厨房作業靴	二足二年

白帽子	を	二枚三年
厨房作業靴		二足二年

を

前掛けは、胸付前掛けとする。

白作業服（下）	二着三年
白帽子	二枚三年
厨房作業靴	二足二年

に改め、同部2の項中

白帽子	を	三年
-----	---	----

白帽子	を	三年
厨房作業靴		三年

に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年五月一日から施行する。

規 則 (公)

警視庁組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年4月26日

東京都公安委員会

●東京都公安委員会規則第4号

警視庁組織規則の一部を改正する規則

警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「東宮御所」を「御所」に改める。

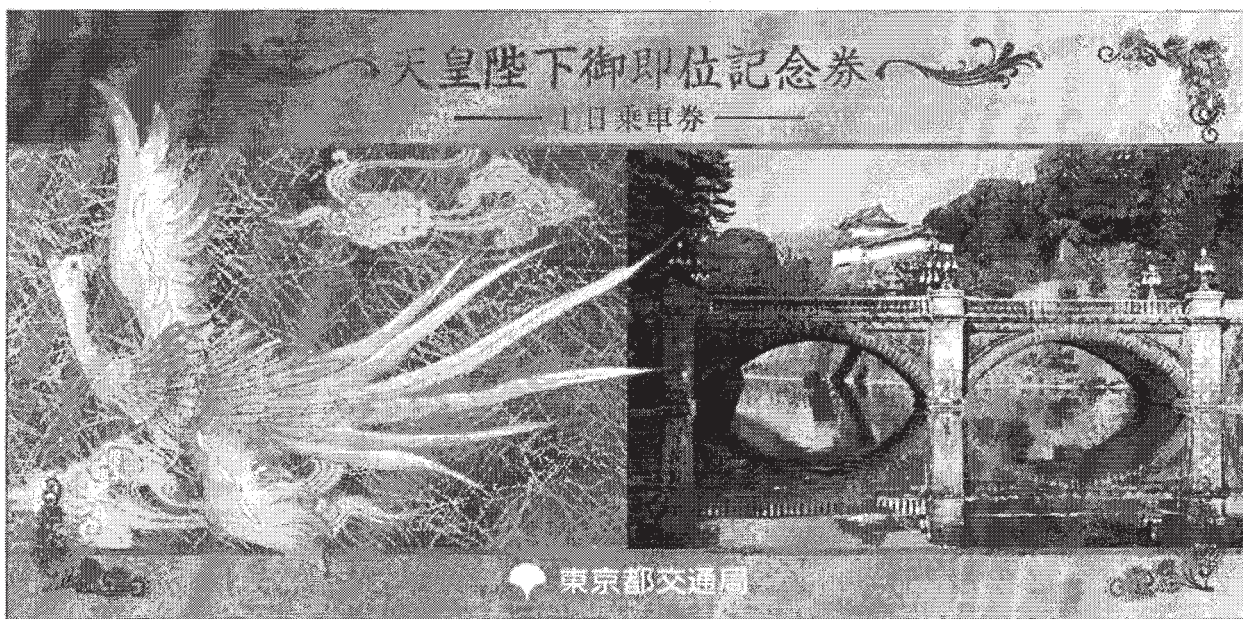
附 則

この規則は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

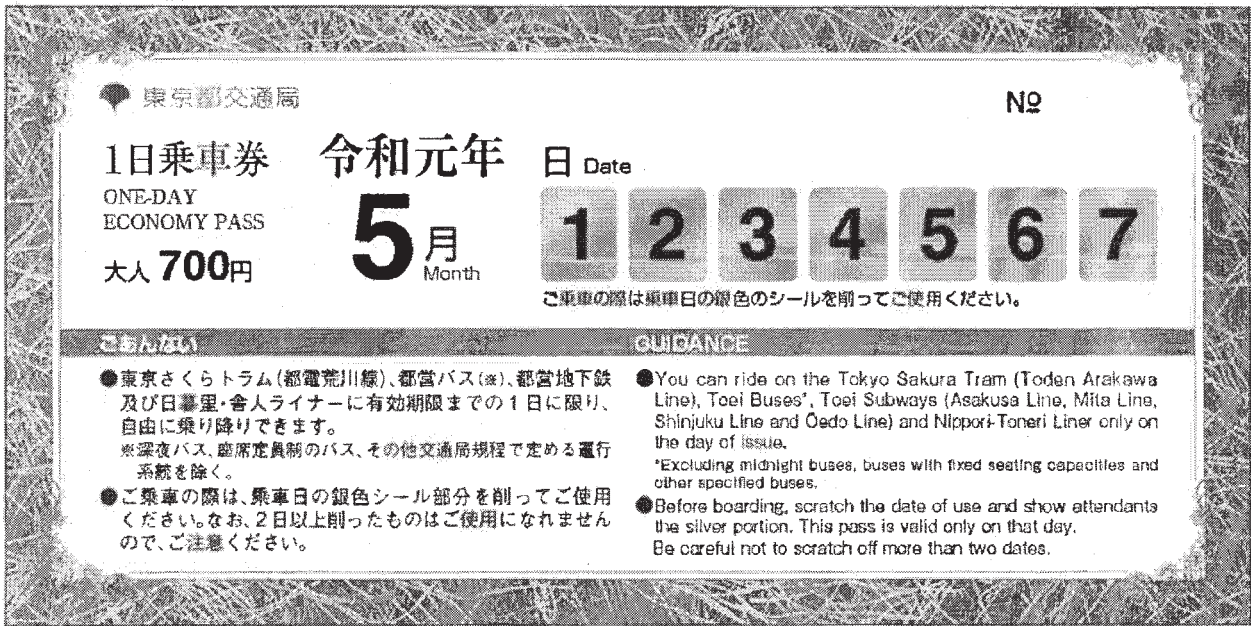
<p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識 ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>4 審査細目の免除 規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者 5 審査の日時及び場所 (1) 日時 平成31年6月3日(月曜日)から同月7日(金曜日)までの間のうち、申請書提出時において指定する日時 (2) 場所 警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1) 6 申請手続 (1) 申請書類 ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。) イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの) ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面 (2) 受付日時 平成31年5月23日(木曜日)及び同月24日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで (3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課(府中市多磨町三丁目1番地の1) (4) 申請に関する注意事項</p>	<p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成31年5月7日(火曜日)から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。 イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 運転免許証を提示すること。 7 審査手数料 11,850円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2-1の項備考3に規定する額を減額する。 8 携行品及び服装 (1) 携行品 ア 運転免許証 イ 筆記用具(黒色又は青色のボールペン) (2) 服装 自動車運転に支障のない服装 9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。 10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03(3581)4321 内線7250-5264</p>	<p>東京都交通局長 山 手 斉</p> <p>東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程</p> <p>東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程(平成三十年交通局規程第十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条中「企画乗車券の」の下に「発売日、」を加え、第三条を第四号とし、第二号を第三号とし、同条第一号中「企画乗車券を購入した日」を「使用を開始する日」に改め、同条を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。</p> <p>一 発売日 使用を開始する日及びその前日</p> <p>第九条中「、有効期間内に限り」を削り、同条に次のただし書を加える。</p> <p>ただし、有効期間を満了した場合においては、この限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成三十一年五月一日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>規 程 (交)</b></p> <p style="text-align: center;">●交通局規程第二十一号</p> <p>東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。</p> <p>平成三十一年四月二十六日</p>		
<p style="text-align: center;"><b>告 示 (交)</b></p> <p style="text-align: center;">●交通局告示第四号</p> <p>東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー記念一日乗車券を次のように発売する。</p> <p>平成三十一年四月二十六日</p> <p>東京都交通局長 山 手 斉</p> <p>一 記念乗車券の名称 「天皇陛下御即位記念」都営まるごとるいぶ</p>		

- 二 記念乗車券の種類及び運賃  
東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー記念一日乗車券 大人 七百円
- 三 記念乗車券の様式

(表)



(裏)



四 記念乗車券の発売期間

平成三十一年五月一日から同月三日までとする。ただし、売り切れ次第、発売を終了する。

五 記念乗車券の発売枚数

二千枚(二人当たりの販売枚数を制限する場合はある。)

六 記念乗車券の効力

平成三十一年五月一日から同月七日までのいずれか一日に限り、都電、都バス(深夜バス及び座席定員制のものを除く。)、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの全路線に何回でも乗降車することができる。

七 記念乗車券の発売場所

都営地下鉄三田線日比谷駅及び大手町駅

告 示 (下水)

●東京都下水道局告示第四号

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、東部第二下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二十六日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 供用及び処理開始年月日 平成三十一年五月四日

二 下水を排除及び処理すべき区域 別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式  
合流式  
の別

五 終末処理場の位置及び名称  
別表のとおり

別表

下水を排除及び処理すべき区域

終末処理場の位置及び名称

区分	町名	街区符号又は地番
全部告示区域		一部告示区域

位置	名称
葛飾区小菅一丁目二番一号	小菅水再生センター
葛飾区新小岩一丁目	葛西水再生センター

足立区 青井五丁目 十七番

葛飾区小菅一丁目二番一号

同区 西綾瀬四丁目 五番及び八番

同右

葛飾区 新小岩一丁目

四十五番

江戸川区臨海町一丁目一番一号

同区 西新小岩一丁目

同右

江戸川区 江戸川六丁目 七番

同右

●東京都下水道局告示第五号

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、東部第二下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二十六日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 供用及び処理開始年月日 平成三十一年五月四日

二 下水を排除及び処理すべき区域 別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式の別 分流式

五 終末処理場の位置及び名称 足立区中川五丁目一番一号  
中川水再生センター

区分	町名	街区符号又は地番
全部告示区域		

足立区 江北二丁目 四十三番

同区 西伊興三丁目 十六番

同区 堀之内一丁目 一番

告 示 (消)

●東京消防庁告示第6号

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、東京消防庁と朝霞地区一部事務組合、戸田市、さいたま市、川口市、草加八潮消防組合、三郷市、松戸市、市川市及び浦安市との間における消防相互応援協定を次のように締結した。

平成31年4月26日

東京消防庁  
消防総監 安 藤 俊 雄

東京外環自動車道消防相互応援協定

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、東京外環自動車道における消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災又は救急救助事故の災害発生の際、自治体相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

1 救急救助出動

(1) 和光市から市川市間における各消防本部の担当区域は別表のとおりとする。

(2) 和光市から市川市間における東京外環自動車道に発生した特殊の救急救助事故で、被災援側の長の要請があつた場合は、応援側の業務に支障がないと認められる範囲内において消防、救急及び救助隊が出動するものとする。

2 火災出動

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、担当区域に出動し、応援を要請する場合は前項の救急救助出動に準じる。

3 特別応援

和光市から市川市間の東京外環自動車道において大  
火災又は大事故が発生し、応援を必要とする場合は、  
前各項にかかわらず、被災援側の長の要請又は応援側  
の状況判断により応援するものとする。

第4条 応援出動隊は、すべて現場の被災援側最高指揮者  
の指揮に従うものとする。

第5条 この協定に規定した事項以外のもので必要がある  
ときは、その都度協議の上、決定し相互の円滑なる運用  
を図るものとする。

第6条 本協定を証するため、正本10通を作成し、各々記  
名押印の上、各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成31年4月1日から効力を生ずる。

平成31年3月25日

朝霞地区一部事務組合

管理者 並 木 健 仁  
戸田市市長 菅 原 文 仁  
さいたま市長 清 水 勇 人  
川口市市長 奥 ノ 木 信 夫

草加八潮消防組合

管理者 浅 井 昌 志  
三郷市長 木 津 雅 晟  
松戸市長 本 郷 谷 健 次  
市川市長 村 越 祐 民

別表

浦安市市長 内 田 悦 嗣  
東京消防庁 消防総監 村 上 研 一

消防本部名	担当区域
朝霞地区一部事務組合 埼玉県南西部消防本部	和光北ICから和光ICまでの内回り路線及び和光IC(新倉パーキング含む)から美女木JCTまでの外回り路線
戸田市消防本部	美女木JCTから和光北ICまでの内回り路線及び美女木JCTから外環浦和ICまでの外回り路線
さいたま市消防局	外環浦和ICから川口中央ICまでの外回り路線
川口市消防局	川口JCTから美女木JCTまでの内回り路線及び川口中央ICから草加ICまでの外回り路線
草加八潮消防局	草加ICから川口JCTまでの内回り路線及び草加ICから三郷JCT第一・第二ランプを含む三郷中央ICまでの外回り路線
三郷市消防本部	三郷南ICから草加ICまでの内回り路線及び三郷中央ICから松戸ICまでの外回り路線
松戸市消防局	松戸ICから市川中央ICまでの外回り路線

市川市消防局

高谷JCTから三郷南ICまでの内回り路線及び市川中央ICから高谷JCTまでの外回り路線

浦安市消防本部

首都高浦安ICから高谷JCT・Dランプまでの内回り路線

東京消防庁

京葉道路篠崎ICから京葉JCT・Cランプまでの外回り路線及びEランプまでの内回り路線

●東京消防庁告示第7号

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき東京消防庁と海老名市との間における消防相互応援協定を次のように締結した。

平成31年4月26日

東京消防庁

消防総監 安 藤 俊 雄

東京消防庁

消防相互応援協定  
海老名市

(総則)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき東京消防庁(以下「甲」という。)と海老名市(以下「乙」という。)との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

(目的)

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

(応援)

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

別表に定める区域内に発生した火災等を受報し、又は覚知した場合は、原則として応援側から1隊以上出場するものとする。

(2) 特別応援

前号にかかわらず、甲乙いずれかの管轄区域内に大  
火災、大規模災害等が発生し、応援を必要とする場合  
は、被応援側の消防長の要請又は応援側の消防長の状  
況判断により応援するものとする。この場合における  
応援隊数については、応援側において決定するものと  
する。

(応援出場隊の指揮)

第4条 応援出場隊は、全て現場の被応援側最高指揮者  
(以下「指揮者」という。)の指揮に従うものとする。

(応援出場隊の報告)

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について、速やかに  
指揮者に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援のために要した人件費、消費燃料費等の経常  
的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、  
応援側の負担とする。

(疑義の決定)

第7条 この協定の運用について疑義を生じたときは、そ  
の都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各

1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成31年4月1日から効力を生ずる。

平成31年3月25日

東京消防庁

消防総監 村上 研一

海老名市長 内野 優

別表

自動車専用道路普通応援出場区域

東京消防庁側の応援区域	海老名市側の応援区域
なし	東名高速道路上り線のうち 海老名インターチェンジから横浜町田インターチェンジまでの東京消防 庁の管轄区域

●東京消防庁告示第8号

東京海上保安部と東京消防庁との業務協定を次のように  
締結した。

平成31年4月26日

東京消防庁

消防総監 安藤 俊雄

東京海上保安部と東京消防庁との業務協定

(目的)

第1条 この協定は、東京海上保安部(以下「甲」とい  
う。)と東京消防庁(以下「乙」という。)が消火活動  
又は火災予防活動(以下「消火活動等」という。)を行  
うに当たり、甲乙が協力して、その機能を最大限に發揮

し、消火活動等を円滑に行うために必要な事項を定める  
ことを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の対象とする区域は、京浜港東京区全水  
域(以下「協定区域」という。)とする。

(消火活動)

第3条 協定区域内において発生した次の各号に掲げる火  
災の消火活動は、主として乙が担任し、甲はこれに協力  
するものとする。

(1) ふ頭又は岸壁等の陸岸施設にけい留された船舶及び  
上架又は入渠中の船舶の火災

(2) 河川、運河内における火災

2 前項以外の火災の消火活動は、主として甲が担任し、  
乙はこれに協力するものとする。ただし、乙の船舶、人  
員、資器材等を活用することがより迅速かつ的確な消火  
活動に資する場合には、甲乙相互に連携して行うものと  
する。

(合同指揮所)

第4条 前条の規定より大規模な火災の消火活動を行う場  
合は、甲乙が協議して現場に合同指揮所を設けることが  
できる。

(火災予防活動)

第5条 協定区域内における火災予防活動は、甲乙が協力  
して行うものとする。

(相互通報)

第6条 甲又は乙は、海上において火災が発生し、又は発  
生するおそれのあることを知った場合は、相互にその旨  
を通報するものとする。



2 甲又は乙は、それぞれ単独で消火活動等に従事した場合、相互に速やかにそのてん末を連絡するものとする。  
(火災調査)

第7条 協定区域内の火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、甲乙が協議して行うものとする。  
(資料の交換)

第8条 法令に定めるもののほか、消火活動等を行うため、あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる化学消火剤等の備蓄状況、在港船舶の状況、海上における各種の作業等の資料及び情報については、相互に交換するものとする。

(訓練等)

第9条 この協定の目的を達成するため、甲乙は定期的に合同訓練及び研修(以下「訓練等」という。)を実施するものとする。

2 訓練等の実施に当たり、安全管理等の遵守すべき事項は、甲乙それぞれが定めたところによるものとする。  
(経費負担)

第10条 消火活動等に要した経費は、出勤した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該経費の負担は、その都度甲乙が協議の上、定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項又は疑義が生じた場合は、甲乙が協議して決定するものとする。

(協定書)

第12条 この協定を証するため正本2通を作成し、甲乙に

おいて各1通を保管するものとする。

附 則

1 この協定は、平成31年4月1日から効力を生ずる。

2 この協定の締結に伴い、昭和44年8月7日に東京海上保安部と東京消防庁との間において締結した東京海上保安部と東京消防庁との業務協定は、効力を失う。

平成31年3月25日

東京海上保安部長

糸 井 一 幸

東京消防庁

消防総監

村 上 研 一

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年四月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
住所及び氏名

国立市大字谷保字中峯下六千八百四十九番八、六千八百五十番三、六千八百五十六番二から同番四まで及び六千八百五十八番三	武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井 雅史
日野市西平山五丁目五十番十から同番十三まで及び同番四	西東京市芝久保町四丁目二十六番三号

株式会社東栄住宅  
代表取締役 西野 弘

日野市栄町五丁目六番十及び同番三十三から同番三十五まで  
三緯地所株式会社  
代表取締役 鈴木 等

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出に  
ついて

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成三十一年四月二十六日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 商号又は名称を変更した事業者

受理年 月日	指定番号	新商号又は は名称	旧商号又は 名称	事業所 所在地
平成三 十一年 二月一 日	四七九八	サンライ ズ	擦設備工業	葛飾区東新 小岩四丁目 十番十号 コーポH A R A D A 三 階

二 事業所の所在地を変更した事業者

受理年 月日	指定番号	商号又は 名称	新事業所 所在地	旧事業所 所在地
平成三 十一年 二月四 日	三四三四	有限会社 新水工業	中野区弥生 町三丁目十 五番八号	板橋区成増 四丁目二十 五番十四号
同月十 四日	四三四四	株式会社 小沼工業	国分寺市西 町一丁目二	国分寺市西 町五丁目十

十四番地六 一番地三  
 同月十 四九一〇 株式会社 足立区鹿浜 足立区鹿浜  
 九日 アクアパ 四丁目二十 七丁目二十  
 ートナー 七番一号 六番九号  
 オリエント 第一小宮ハ  
 第十五ビル イツ一〇一  
 一階 号室

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

平成三十一年四月二十六日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 指定した事業者

指定番号	商号又は 名称	代表者	事業所所在地
五五七九	エーアイ 設備サー ビス	伊藤 晃広	清瀬市中里五丁目百 一番地八
五五八〇	Water rite eater	菅尾有香子	豊島区東池袋一丁目 十七番十一号 パー クハイツ池袋一〇 五号
五五八一	有限会社 太邦工業	清水 邦昭	武蔵村山市岸一丁目 十四番地の二
五五八二	庄山設備	庄山 由記	足立区南花畑三丁目 四番二号
五五八三	株式会社 リگران ド	青木 享洋	東村山市多摩湖町四 丁目三十一番地二十 三 ハイム都一階

五五八四 株式会社 相馬研一郎 板橋区高島平七丁目  
相馬水関 十九番五号  
五五八七 株式会社 谷崎 憲一 渋谷区神宮前六丁目  
アメニテ 十二番二十号 J6  
イ・プラ Front 八階  
ス

二 指定年月日 平成三十一年三月六日

発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)  
 郵便番号 163-8001  
 定価

本号 九〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)  
 郵便番号 113-0001

